

が進んでいます。

生活環境課【☎74-3006】



平成20年4月1日から施行されています

洞爺湖町環境基本条例・洞爺湖町さわやか環境条例

環境条例の施行にあたり、町民の皆さんには広報や町内回覧などにより、周知をしているところですが、観光に訪れた方に対しても周知徹底するため、町内18カ所に右図のような看板を設置しました。

今後とも、美しい町づくりを推進するため、皆さんのご協力をお願いします。



ポイ捨ての禁止 飼い犬のフンの処理

- ◎ 空き缶やタバコの吸殻など、みだりに捨ててはいけません。
- ◎ 飼い犬を連れている人は、飼い犬がしたフンをきちんと回収しなければいけません。

【抜粋】

- 第7条 町民及び滞在者等は、道路、公園、河川、港岸、広場、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及びその他の他人が占有する場所に空き缶等の投げ捨てをしてはならない。
- 2 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、犬、猫等のペットのふんを放置してはならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物、その他のもの（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合は速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。
- 4 町民及び滞在者等は、公共の場所及びその他の他人が占有する場所に、落書きをしてはならない。

はちの巣は、土地の所有者が責任を持って駆除してください。

民法第717条の規定により、はちの巣は土地工作物等の占有者又は所有者に責任があることから、その土地の所有者（工作物等の占有者）が駆除を行っていただくことになります。

- ◎ 個人で駆除する際に、防護服の貸出しを希望される場合は、役場生活環境課において無料で貸出します。
- ◎ やむを得ない理由で、役場に駆除を依頼する場合は、2,500円（殺虫剤の実費）の個人負担が必要になります。



※平成21年度からは、役場での駆除は行わない予定ですので、はちの巣駆除を依頼する場合は、駆除専門業者へ連絡願います。（個人負担）